

第2回 兵庫県ケアラー支援に関する検討委員会議事要旨

1 日時 令和3年11月8日（月）15:00～17:00

2 場所 兵庫県学校厚生会館 3階 大会議室

3 出席者 「出席者名簿」のとおり

4 主な内容

(1) 支援者等からのヒアリングについて

①「資料1（学校におけるSSWのヤングケアラー支援）」に基づき、黒光委員が説明

<質疑>

(委員)

非常にわかりやすい説明で、ACEを減らしてPCEを増やすということが、解りやすい公式になっていたが、その中で私が疑問に思ったことは、PCEを増やすことについてだが、実際に、PCEを増やすには地域、学校が主になると思うが、黒光委員が行っているケアラー当事者会が真にPCEを増やす一つの試みであるが、この当事者会は、どんなカリキュラム、スタッフで、参加者は、何人ぐらい集まっているのか。

(委員)

スタッフは、現在スクールソーシャルワーカー7名と、コミュニティソーシャルワーカーと家庭児童相談室のワーカーと、ユース交流センター職員で行っている。

参加者は、自分たちが関わっているヤングケアラーの子どもにピンポイントで声をかけて集めている。ポスターを貼って誰でも参加できるようにはしていない。これは、安全性を確保するため、この子ならいける、この家庭なら許可してもらえるとということからのピックアップで、全部で22～23名集まっている。

人と関わるのが苦手な子ども達が圧倒的に多いので、まずは人がいても緊張しないように雰囲気を作るようにしている。なので、普通の児童が集まった時のように、バァーと喋るような遊びはしなくて、無音でできる遊び、例えば誕生日順に並ぶ、仕草の真似をする遊びをする。

その後、小グループで分かれて、そこには必ず大学生とか、SSWが入ってうまく話せない子にもアプローチしながら話す中で、アクセサリを作ったりした。この前はハロウィンの日だったので、みんなで仮装したりした。次回の3回目は、話をする時間を増やすプログラムにする予定。

1回目は夏休みに開催。宿題を助けることを目的に声かけなどをした。2回目は、日曜日の午後。次回は、冬休み中の開催を予定している。

(座長)

当事者会は、送迎もしていて、ヤングケアラー達が参加しやすいよう工夫しているが、保護者の同意を得ることは結構難しい。その辺りの工夫と、個別ではなくグループでの活動とする意義などを教えてほしい。

(委員)

既にSSWにつながっている子どもたちなので、個別での相談はクリアーしているので、小集団での活動にしている。送迎することは大事で、親の送迎は見込めないし、子どもだけが行くことは外に出る経験がすごく少ないので、電車やバスは非常にハードルが高い。

それとこの会に誘う段階から家庭とコミュニケーションをとることが大事で、その人なら任せられると思ってもらえると、気持ちよく参加させてもらえることができる。送迎は大変だが、その過程が大事だと思っている。

保護者の了解をえることは結構難しい。もちろんヤングケアラーということは一切出していない。いろんな子が集まる場に参加しようと曖昧に声かけしている。

ただ、子どもたちは、雰囲気で行くのか、このメンバーが集まると落ち着くというのが、伝わってくる。

②「資料2（神戸市における子ども・若者ケアラーへの支援の取り組み）」に基づき、吉村委員が説明

<質疑>

(委員)

子ども・若者ケアラーの交流と情報交換の場について、ここに集まるメンバーは、前の尼崎市の例では支援者がピックアップするということがあったが、どのように集めたのか。

(委員)

NPO 法人に委託をしており、青少年会館などの指定管理を受けている法人で、場所は青少年会館で行っている。

第2土曜日の14時から、決まった曜日の決まった時間に必ず開催することにしており、法人のHPから直接申し込みできる。当然、相談支援窓口につながった方にも情報提供はしているが、神戸市在住在勤在学という枠組みで、始めたところである。

10月に1回目を開催したところだが、高校生と大学生の当事者の方2人が来ていただいた。

あと大阪の「ふうせんの会」や、京都の「いろはのなかまたち」といった当事者の会をされている方にも来ていただき、その人たちの話を聞くという内容で1回目は無事に終わったところである。

(委員)

スライドの3に、「相談から支援の流れ」もあるが、要対協とケアラー支援窓口との役割分担について教えてほしい。

(委員)

ケアラーの中には虐待に近いような状態の子供もいるので、まず18歳未満の場合は、要対協の方に連絡いただくことになっている。当然要対協が虐待案件として関わっているケースもあるので、そこは連携するという形で対応している。ただ、だんだん年齢が上がってくる中で、要対協でのかかわりが難しくなってきた場合には、反対に要対協から、今後関わっていく機関として相談・支援窓口へ情報提供いただいたケースもある。

(委員)

印象的だったのは世帯全体を見て、寄り添いながらの支援ということで、特に、繋いでいくことを非常に意識されているということ。まだ半年ということとその相談のケースの分析は難しいと思うが、37件の相談の中で、傾向としてどういう訴え、どういう課題を抱えている世帯があるかなど教えてほしい。

(委員)

現在の相談状況の中でだが、世帯としては、ひとり親家庭の相談数が多い。親が障害や病気を抱えている世帯が結構多いと感じている。関係機関が全く関わっていないというケースはなくて、学校のスクールソーシャルワーカーから連絡があったケース、障害者の事業所から連絡があったケースなど、それぞれがケアラーという視点をもって見た時に、気になって繋いでくれたケースなどである。

いくつか関係機関の方々とケース検討会議を開いて、まず情報の共有をする中で、今まで見えなかったものが見えてきたりする。世帯全体の支援が見えていなかったと改めて感じることが多い。

(委員)

これまでの話を聞いていて、本当にすごいと思っている。何がすごいかというと、世帯全体を見るということもだが、当事者を機関に繋ぐっていうのは非常に大変なことであるということ。

関係機関は、確実に温度差が違って、見る人によって見方が違ってくる。それを1つにまとめ上げて、その子にとってどうしたらいいか、それを考えられるのは非常に大変なことである。

ケース検討会議等を重ねていき、関わっているみんなが同じような方向を向く、それは本当に大変だし、テクニックがいる。どのような手法を使ったらいいと考えているのか教えてほしい。

(委員)

濱島座長にケース検討会議に入ってもらい、ケアラー支援の視点について常にアドバイスをいただいている。相談員はそれぞれがいろいろなところで相談支援をしてきたメンバーであるが、視点がブレないようにすることが大事で、ケアラー支援の視点を常に意識しながら、ケース検討を行っている。

私達も集まってみんなで話をする中で気がついたところもあるので、関係機関といかに顔の見える関係を作って、お互いの役割を理解しながら、どう分担すればいいか、ということを丁寧にやっていくしかないと思っている。

(委員)

顔の見える関係、お互いが本当に相手の立場をわかりながら、共通の理解をしていくということが大事だと思う。役所の中では、みんなそれぞれ課で考え方が違う。言うは易く行うは難しで大変だと思う。職員の方は、それぞれしっかりしているが、一人一人考えは少しずつ違うということを見てきているので、こういうときは、理屈とかそういうことではなく、すぐに支援ができるようにと思い、質問したところである。

関係者が、一同に集い、顔を合わせてどうするかを考えることが、いかに大事かということだと思う。

(2) 兵庫県ケアラー支援推進方策の骨子(案)について

「資料3、4」に基づき、事務局が説明

<主な意見等(各委員より)>

(座長)

「支援団体等によるピアサポート等の悩み相談を行う事業の支援」について、悩み相談だけの記載では、かなり限定した内容となる。交流する場をつくることも大事なので、あわせて明記してほしい。

(委員)

ひきこもりの支援については、訪問活動を通じて信頼関係を築いている。このようなアウトリーチ活動も早期発見のためには必要ではないかと思う。

(委員)

「人権教材としての啓発ビデオ」は、子ども達の周りの人が学ぶための啓発資材とのことだが、当事者である子ども達に向けた普及啓発についても、必要ではないかと思う。

(座長)

支援者だけでなく、子ども達自身への啓発の必要性について、指摘があった。黒光委員からは、ヤングケアラーという言葉を取って使わないという話もあったが、子ども達に伝える難しさがある。

(委員)

あなたはヤングケアラーだからと言われて支援の場に連れて行かれたら、子ども達はすごくショックを受ける。子ども達にSOSを出す力をつけさせるとしたら、例えば「子どもの権利 なんでもやねん！すごろく」という、子どもの権利条約に基づいて作っているスゴロクで、子どもにはこんな権利があるということを楽しみながら学べるゲームもある。あとは、学校の現場では会話はあがるが、対話が少ない。ケアを担っていることから、家でも外でも十分な対話をしてきていないので、全児童対象に、対話や子どもの権利を周知していくが必要と考える。

(座長)

子ども権利条約という大きな枠組みの中で子ども達にアプローチしていき、周知啓発をしていく方法もあるという意見でした。

(委員)

匿名性を担保するためには、例えば、自殺防止の関係ではSNSの活用で支援団体に多くの相談が寄せられていると聞く。自殺防止やDV対策を参考に対策を考えていく必要がある。

ピアサポート等の悩み相談についても、単に交流の場や悩み相談の場を作れば良いということではなく、尼崎市の例では、多くの専門職が関わり気を遣われていること考えると、大人のセルフヘルプ・グループの運営とは違う関わりが必要となる。支援者等の養成等の支援も必要になってくる。

(座長)

ヤングケアラーの交流の場について、今までと同じと思われることもあるが、ヤングケアラーの視点をもった居場所づくり、交流の場としていく必要がある。人材育成という側面もあるので検討してほしい。

(委員)

学校教育の中ではケアラーに関して先生方が研修を受け、知識を習得することが大事で気づきにつながる。当事者以外の子ども達にいかにかに伝えるかを考えていたが、子ども達の権利の中の1つとして、事例として取り上げ、説明していく方法があると感じた。学校現場で周知、先生方の理解が大事になってくる。

あと、学校関係の記述として、スクールソーシャルワーカーの設置、相談支援、ケース会議については一連のことなので、分けるのではなく、3つ並べて記載して欲しい。

(委員)

ケアマネジャーにどのように周知していくのかが重要になってくる。現状、介護支援専門員の主任研修では、県担当者よりヤングケアラーの話をしてもらっている。また、研修をするにあたっては、ケアマネジャーだけに研修をしても、どうつなぐのかという所は非常に難しいので、他職種との合同研修を行い、交流を深めていくことが必要と感じている。

(座長)

研修にあたっては、それぞれの領域での研修のほか、他職種との研修をしてお互いの理解が深まり、連携にもつながる。他職種での研修についても盛り込んでほしい。

(委員)

地域包括支援センターでは、キャッチ（把握）という面では地域包括支援センターにも大きな役割がある。ただ、地域包括支援センターの運営は行政による直営又は社会福祉法人等に委託の場合があり、業務は同じだが、それぞれ異なる部分もあるので、一歩踏み出すには、保険者（行

政)と一緒にやって行かないと難しい面がある。

しかし、啓発ということでは、啓発ビデオが作成されれば、地域圏域でネットワーク会議をしているので、その中で啓発をするなどの役割は担えると思う。

(座長)

地域包括支援センターは、地域に数多くある重要な相談窓口となるので、そういうことも見据えて研修等を行っていく必要はある。

(委員)

ケアプランを作成する際に、ヤングケアラーは一定の役割を担っているため、ヤングケアラーのいる世帯に対しては、サービスが少なくなるという話を聞いた。民生委員も同じだが、地域包括支援センターは高齢者相談窓口ということだけではなく、子ども達の状況も十分目配りをすることを研修していくことが必要ではないか思っている。

(委員)

今のご指摘は、ケアプランを作成する際、介護者としてお孫さんということは確認するので、その際にヤングケアラーではと気づくことが大事。家族介護はインフォーマルサービスとして位置づけされている。これからの課題かも知れないが、その中でヤングケアラーをキャッチすることが大事だと考えている。

(委員)

大阪では教員採用試験で「子ども食堂」でボランティアしている学生には加点があると聞いている。子ども達が心を開きやすいのは大学生等の若者である。大学生をいかに巻き込んでいくが大事だと思っている。ただ、子ども達の安全のため、事前に十分な研修は必要となるが、1つ方法として検討してほしい。

(委員)

障害分野では、各地域に地域活動支援センターがあるが、地域活動支援センターを利用するには手帳を所持しているなどの条件があり、なかなか利用できない。その辺りの線引きが緩和できれば、もう少し地域活動支援センターの活用が進むのではと思う。

(委員)

送迎の話があったが、子ども食堂や子どもの学習支援については、保護者の同意が必要で、小学生について保護者の送迎が必要となる。子どもの居場所を利用しやすくするため、そこを補完する制度創設を検討して欲しい。

(座長)

送迎は非常に難しい問題だが、大学生のボランティアなどを巻き込んだネットワークで送迎等も対応できれば良いと思う。

(委員)

先ほど大学生がボランティアに参加したことをポイントにするという提案があった。一方で就職に有利だから福祉施設でボランティアをする、これは利用者に失礼であることを学生には伝えている。大学生を実習に送り出す立場から言えば、ポイント制にするとしてもどういったボランティアなのかなど、意味のあるボランティアにする必要があると思う。

要対協について地域によってばらつきがあるのかも知れないが、虐待事案でないと協議対象にならないところもあると聞いた。本来は、支援が必要な子どもがいれば対象になるので、ヤングケアラーについて、要対協の中でどのように取扱うのかという課題はある。

(委員)

要対協では児童虐待にフォーカスしていることが多い。虐待を未然に防ぐことについての協議が中心となるが、虐待を抑止できるかということで議論をしているので、ヤングケアラー支援という視点を持って協議をしていく必要はある。

また、県子ども家庭センターが行う研修の中で、ヤングケアラーに特化した研修等をすることも有効な研修となる。

(座長)

学校と福祉の連携が重要と考えており、フローチャートを作ってみることも大事。連携策の検討を進めてほしい。

以上